平成２５年（フ）第６２４号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番10―205号、前住所川崎市中原区下小田中１丁目18番２号
債務者　寺崎　次郎
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６２５号
川崎市宮前区東有馬５丁目20番10―205号、前住所川崎市中原区下小田中１丁目18番２号
債務者　寺崎　佳子
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第６３０号
川崎市川崎区下並木15番地８　アゼリア50、住民票上の住所川崎市川崎区下並木15番地８　アゼリア65
債務者　高田　友晴
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月25日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第７０６号
静岡市葵区大岩本町７番15号
債務者　井口　啓子
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月27日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４号
静岡県袋井市松原1056番地の２　コットンフィールドＢ201号室
債務者　鈴木　美穂
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年３月28日まで
5　免責審尋期日　平成26年３月28日午前11時
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第６４５号
岡山市南区箕島1262―１エステート・アイ102、住民票上の住所岡山市南区彦崎3200番地68
債務者　林　　郁弥
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月１日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月25日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第９４号
長野県北佐久郡軽井沢町大字長倉2226番地12
債務者　栗原加津子（旧姓中本）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月９日午後２時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２６年（フ）第４号
熊本県天草市山の手町1713番地21
債務者　田口るみ子（旧姓谷端）
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月７日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月７日午前11時
熊本地方裁判所天草支部

平成２５年（フ）第８６号
長野県北佐久郡立科町大字芦田八ケ野1519番地４
債務者　中坪　直樹
1　決定年月日時　平成26年２月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月８日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第６３３号
川崎市多摩区中野島３丁目６番９号　タマリクス105
債務者　小渕　邦昭
1　決定年月日時　平成26年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月14日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月15日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第７号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地66
債務者　前田　直克
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第１１２９号
東京都八王子市左入町414番地１八王子荘
債務者　宮澤良比古
1　決定年月日時　平成26年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成26年４月17日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続終結

平成２５年（フ）第７５号
千葉県木更津市ほたる野３丁目41番地６
破産者　株式会社浅間コーポレーション
1　決定年月日　平成26年１月28日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
千葉地方裁判所木更津支部

平成２５年（フ）第３０号
仙台市青葉区国分町３丁目10番10号
破産者　株式会社サンコピー
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３８号
仙台市青葉区宮町１丁目４番39号
破産者　株式会社リバウンド
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２４年（フ）第１１８２号
名古屋市中川区西日置１丁目１番３号　ＢＩＧＧ・ＭＡＣ・ＢＵＩＬＤＩＮＧ
破産者　有限会社ビッグマックワークス
1　決定年月日　平成26年１月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
名古屋地方裁判所民事第２部